

# 青森県報

第三千九百八十八号

平成二十七年  
四月二十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……二

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(環境保全課) ……四

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五

右 同……………(西青地域) ……五

右 同……………(北青地域) ……五

土地改良区の役員の内退……………(東青地域) ……六

土地改良区の定款変更の認可……………(東青地域) ……六

選挙管理委員会

青森県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………(事務局) ……六

## 告 示

青森県告示第三百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	名 称		
有限会社ゆい	上北郡おいらせ町鶉久保一の八	居宅療養管理指導	ほおずき薬局	平成二十七年三月三十一日

青森県告示第三百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第二項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
名称	名称	介護予防事業所
主たる事務所の所在地	所在地	指定年月日
有限会社ゆいのせ	ほおずき薬局	平成二十七年三月三十一日
北郡おいらせ久保一	北郡おいらせ久保一	
居宅療養管理指導		

名称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名称	名称	居宅介護事業所
主たる事務所の所在地	所在地	指定年月日
有限会社ゆいのせ	ほおずき薬局	平成二十七年三月三十一日
北郡おいらせ久保一	北郡おいらせ久保一	
居宅療養管理指導		

青森県告示第三百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第二項の規定により、介護支援給付のため

の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
名称	名称	介護予防事業所
主たる事務所の所在地	所在地	指定年月日
有限会社ゆいのせ	ほおずき薬局	平成二十七年三月三十一日
北郡おいらせ久保一	北郡おいらせ久保一	
居宅療養管理指導		

青森県告示第三百十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十七年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字細越字内長沢の一部、大字岩渡字熊沢の一部、大字鶴ヶ坂字早稲田の一部、大字新城市平岡の一部	平成二十七年四月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで
弘前市	大字石渡二丁目、大字石渡三丁目、大字石渡四丁目、大字浜の町北一丁目、大字浜の町北二丁目	
八戸市	大字石手洗字上河原、大字石手洗字前河原、大字石手洗字向河原、大字石手洗字下河原、大字石手洗字天狗向河原、大字田向字十二役の一部、大字十日市字花水河原、大字十日市字姥岩	

五所川原市	金木町喜良市相野山の一部
むつ市	小川町二丁目の一部

**公 告**

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事    三    村    申    吾

- 一 物品等の名称及び数量  
プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目一の
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 契約金額  
七千九百八十五万九千五百二十円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

- 第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事    三    村    申    吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
電子計算機による業務処理委託    一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目一の
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社青森電子計算センター  
青森市大字三内字丸山三九三の二七
- 六 契約金額  
四千六百八十万三千七百四十四円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
- 八 契約の相手方を決定した手続  
第二号  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
全庁LANサポートデスク業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ビジネスサービス  
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額  
三千百十万四千円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人元酒蔵の歴史的建造物群を保存・活用する会
- 三 代表者の氏名  
庄司 恵雄
- 四 主たる事務所の所在地  
黒石市旭町九の五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、元酒蔵の歴史的建造物群を保存しつつ各種事業に活用することにより黒石らしい町並み景観保存ならびに地域文化の伝承と地域福祉の向上、地域経済の活性化に寄与し、誰もが平等に生きて行くための共生社会の構築をめざすことを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
平成二十七年年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境保全課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所  
クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額  
一億九百四十四万四千八百円

七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社沼田建設

二 代表者の氏名 沼田 智光

三 主たる営業所の所在地 青森市古館一丁目一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第一 七二号

五 取消年月日 平成二十七年四月七日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、ほ装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 優恵興業

二 氏名 千田 優治

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造孤槌江野島三六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第四〇〇三七四号

五 取消年月日 平成二十七年三月三十日

六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤谷建築店

二 氏名 藤谷 一成

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字タラノ木一〇二の一

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第五〇〇二九三号
- 五 取消年月日 平成二十七年三月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、青森中部土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十七日

東青地域県民局長 近 藤 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	内任の年月日
理事	齋藤 輝雄	青森市大字高田字日野二〇二	平成二七・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十七日

上北地域県民局長 山 田 裕

## 選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)第二十二條第二項及び同法第二十三條第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十七年五月二十日
- ただし、年齢についての基準となる日 平成二十七年六月七日
- 二 登録を行う日 平成二十七年五月二十日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十七年五月二十一日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	